

土地区画整理法第76条第4項に基づく不利益処分の処分基準

平成22年10月6日 建設局長決定
令和元年7月8日 一部改正

1 処分の対象

- (1) 土地区画整理法第76条第1項の許可を得ていない場合
- (2) 土地区画整理法第76条第3項の規定により付した条件を守らなかった場合

2 処分の基準

施行者が、違反行為を行った者又は違反行為を行った者から対象物件の権利を継承した者に対し、違反行為を是正するよう書面による通知を2回行ったにもかかわらず是正しなかった場合（第1号様式、第2号様式）

3 処分の内容

- (1) 原状回復命令（第3号様式）
- (2) 当該建築物その他の工作物の移転又は除却の命令（第4号様式）

4 処分の程度

事業施行の障害を排除するために必要な限度とする。

5 命令（処分）に従わない場合

行政代執行により命令内容を実現する。

6 意見陳述の機会

処分に際しては、「行政手続法」の定めるところにより聴聞又は弁明の機会を与えるものとする。